

令和5年5月13日 制定

令和5年12月3日 改訂

中部学生ヨット連盟規約

第1章 総則

(名称) 第1条

本連盟は、中部学生ヨット連盟（以下連盟という.）と称する。

(住所) 第2条

連盟は、本部を愛知県に置く。

(水域) 第3条

連盟は、中部水域（愛知県、三重県、岐阜県、静岡県、長野県）を活動範囲とする。

(目的) 第4条

連盟は中部水域の学生ヨット界を代表し、全日本学生ヨット連盟規約に基づき、ヨット競技等を通じて心身の健全なる育成並びに充実、及び学生スポーツの発展並びに普及に寄与するとともに、中部及び全国の学生相互の調和、親睦を図ることを目的とする。

(事業) 第5条

1. 連盟主催及び公認のヨット競技等の開催
2. 各種講習会の開催
3. 各大学ヨット部間の親睦及び行事等の協力
4. 連盟に依頼がある他団体の公式行事への協力
5. その他、連盟の目的を達成するために必要とする事業

(組織と加盟資格) 第6条

1. 連盟は、第3条に所在する加盟各大学ヨット部をもってこれを組織する。
2. 各大学ヨット部は、次の条件をすべて備えなければならない。
各大学ヨット部は全日本学生ヨット連盟規約第五条加盟資格を満たしていなければならない。
これを満たしていない場合、準備が整うまでは、学連会議の三分の二以上の承認にて準加盟団体として承認する。加盟団体とする場合は、3年以内に条件を満たさなければいけない。

(加盟) 第7条

1. 連盟への加盟及び除名は、大学単位とし、学連会議の場において決定する。
2. 当連盟にのみ加盟の申請をした場合は、学連会議の三分の二以上の承認を持って、当連盟のみに加盟を認められる。
3. 連盟に加盟が決定した大学は全日本学生ヨット連盟の加盟条件を満たした場合、全日本学生ヨット連盟へ加盟推薦するものとする。
4. 当連盟に脱会を申し出た場合、または加盟費を連続2期納めなかった場合は、加盟資格を失う。
5. 脱会后、再加盟の申請をした場合は、学連会議にて承認後、再加盟することが出来る。
6. 連盟の除名が決定した大学は全日本学生ヨット連盟に報告するものとする。

(所属) 第8条

連盟は、全日本学生ヨット連盟に中部水域として所属する。

第2章 加盟大学の義務

(人命尊重の義務) 第9条

全日本学生ヨット連盟第10条、第11条を遵守しなければならない。

(分担金の納入義務) 第10条

加盟大学は、連盟分担金及び全日本学生ヨット連盟分担金を期日までに納入しなければならない。
期日は、毎年1月31日とする。

(行事参加の義務) 第11条

1. 加盟大学は、連盟の関係する行事には特別の理由がない限り優先的に参加しなければならない。
2. 連盟の関係する行事に特別の事情もなく参加しなかった加盟大学は、連盟の主催及び公認のヨット競技に参加できなくなる場合がある。

第3章 競技大会の資格

(競技出場資格) 第12条

1. 全日本学生ヨット連盟規約第6条に基づくものとする。
2. 連盟に登録されている者
3. 出場に際し連盟が認める場合もある。
4. 全日本学生ヨット連盟主催の大会出場資格は、連盟によって指定された大会で上位の成績を残し、且つ連盟の推薦を受けなければならない。

第4章 連盟組織

(連盟の組織) 第13条

連盟は以下の役員により構成する。

全日本学生ヨット連盟副会長 1名

全日本学生ヨット連盟連評議員 2名

顧問 若干名

会長 1名

副会長 1名

事務局 若干名

委員長 1名 (学生)

副委員長 2名 (学生)

書記 1名 (学生)

会計 1名 (学生)

庶務 1名 (学生)

委員 各大学 1名 (学生)

委員会委員 若干名

評議員 各大学 1名

(会長) 第14条

1. 会長の任命は、前会長が加盟大学の関係者より指名し評議員の三分の二以上の承認で決定される。
2. 会長は連盟を代表し、連盟の運営全般を総括するものとする。
3. 退任した連盟会長は、後任の会長が選出されるまで連盟会長としてその職務を行うものとする。
4. 会長の任期は4年とし再任は妨げない。但し3期任期を最大とする。

(副会長) 第15条

1. 副会長は、会長が任命し評議員の三分の一以上の承認で決定される。
2. 連盟副会長は加盟大学の大学関係者とし大学と連盟の円滑な運営を行うと共に会長を補佐し、連盟会長が職務を遂行できなくなった場合その職務を代行するものとする。
3. 退任した連盟副会長は、後任の副会長が選出されるまで、連盟副会長としてその職務を行うものとする。

(委員長) 第16条

1. 委員長は、学連会議において定数の三分の二以上の賛成をもって選出する。
2. 委員長は各大学学連役員を代表し、学連会議の決定を執行するものとする。
3. 退任した委員長は後任の委員長が選出されるまで委員長としてその職務を行うものとする。

(副委員長) 第17条

1. 副委員長は、委員長がこれを 指名するものとする。ただし、1名は同学年以下のものを指名するものとする。
2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長が職務を遂行できなくなった場合、その職務を代行するものとする。

(書記) 第18条

1. 書記は、委員長がこれを 指名するものとする。
2. 書記は、委員長を補佐するとともに、学連会議の管理運営、大会の役員管理を含む諸準備、運営を行う。
3. 職務が遂行できなくなった場合は、後任が選出されるまで、その職務を副委員長が代行するものとする。

(会計(学生)) 第19条

1. 会計は、委員長がこれを 指名するものとする。
2. 会計は、委員長を補佐するとともに、会計全般の管理運営を行う。
3. 職務が遂行できなくなった場合は、後任が選出されるまで、その職務を副委員長が代行するものとする。

(庶務) 第20条

1. 会長、委員長は、必要により庶務を置くことができる。
2. 庶務は、委員長がこれを指名するものとする。
3. 庶務は、委員長を補佐するものとする。
4. 職務が遂行できなくなった場合は、後任が選出されるまで、その職務を遂行する。

(事務局) 第21条

1. 事務局は、会長が任命し評議員の二分の一以上の承認で決定される。
2. 事務局は、連盟の目的達成のために事業全般にわたって補佐を行う。
3. 事務局は、2名以上とし1名は、会計担当とし会計(学生)の監督を行う。
4. 事務局は、別途定める運営ガイダンスにより、連盟役割を明確にする。
5. 事務局が任期途中で退任した場合は、会長は速やかに後任の事務局を選出し、評議員の承認を得なければいけない。

(委員会) 第22条

1. 委員会は、会長が任命し評議員の二分の一以上の承認で決定される。
2. 委員会は、別途定められた委員会ガイダンスにより運営される。
3. 委員会は、別途定められた委員会ガイダンスにより委員の人数、要員数を定める。

4. 委員は、加盟大学より推薦により会長が任命する。必要により加盟大学関係者以外からも任命することができるが、この場合、委員会定数の三分の一の人数を最大とし会長が任命する。
5. 委員が任期途中で退任した場合は、必要により会長は速やかに後任の委員の選出を行い、評議員の承認を得なければいけない。

(評議員) 第23条

1. 評議員は加盟大学より1名推薦を受け会長が任命し学連会議の二分の一以上の承認で決定される。
2. 評議員は、連盟の目的達成のために事業全般にわたって指導及び援助を行う。
3. 退任した評議員は、後任の評議員が選出されるまで評議員としてその職務を行うものとする。

(全日本学生ヨット連盟副会長) 第24条

1. 全日本学生ヨット連盟副会長は、全日本学連規約第15条による。
2. 全日本学生ヨット連盟副会長の推薦は、大学関係者より選出し評議会の三分の二以上の承認を得る。

(全日本学生ヨット連盟連評議員) 第25条

1. 会長は全日本学生ヨット連盟評議員を兼務する。
2. 1名は会長が推薦し評議員の三分の二以上の承認を得る。
3. 会長が兼務しない場合は、会長が1名指名し評議員の三分の二以上の承認を得る。

(役員任期) 第26条

連盟役員任期は、2023年を起点とし、1月1日より12月31日までの1年間(但し、会長及び事務局、全日本関係役員は4年間、評議員は2年)とし、12月の学連会議で改選する。

(役員等の不信任) 第27条

役員に対して学連会議および評議会において、それぞれ定数の三分の二以上の不信任があったときは、再選を行う。その場合、理由を明確にする必要がある。

(顧問) 第28条

1. 連盟に顧問を置くことができる。
2. 顧問は、会長、副会長などの要職を経験した者の中から実績を加味したうえで評議会が推薦し、会長がこれを任命する。
3. 顧問は、評議会に出席し、連盟の運営全般にわたり指導及び助言し、連盟の活動を活発にさせるものとする。

第5章 学連会議

(学連会議) 第29条

連盟に学連会議を置く。

(学連会議の任務) 第30条

学連会議は連盟の最高議決機関として、連盟の目的を達成するため、業務に関する一切の事項を審議決定し、執行委員会にその執行を行わせるものとする。

(学連会議の構成) 第31条

学連会議は、会長、副会長、委員長、副委員長、書記、会計、庶務、各大学の委員で構成する。

(会議) 第32条

学連会議は、年2回、原則、5月第2週の日曜日及び12月第1週の日曜日に定例会議を開催する。但し、委員長が必要と認めたとき、又は各大学委員の二分の一以上の要求があったときには臨時に招集することができる。

(学連会議・議決権) 第33条

学連会議は委員長が招集し、委員長が議長として議事を主宰するものとする。

(学連会議・議決権) 第34条

1. 学連会議は、構成員の二分の一以上の出席がなければ会議を開き議決することができない。
2. 議決権は会長、委員長及び委員が各一票を有するものとし、議事は別段の定めがある場合を除き二分の一以上をもって決する。
3. 可否同数の場合は議長がこれを決する。

(代理人) 第35条

委員が学連会議に出席できない場合は、同大学の他の者にその権限を委任することができる。その場合は委任状を議長に提出しなければならない。

(緊急を要する事項) 第36条

緊急を要する事項の審議について、学連会議を招集する時間的余裕がない場合、又は再度にわたる流会の場合には、当該事項に関する限り、執行委員会の決定をもって学連会議の意思にかえることができる。但し、この場合次回の学連会議で承認を得なければならない。

第6章 執行機関

(執行機関) 第37条

1. 連盟に執行機関として執行委員会を置く。
2. 執行委員会は、会長、副会長、事務局、委員長、副委員長、書記、会計、庶務をもって構成する。
3. 委員長は執行委員長を兼ねる。
4. 執行委員会は、学連会議及び評議会に提出する議案、その他連盟の運営に必要な一切の問題を審議する。
5. 執行委員長は、執行委員会を代表し委員会の決定した事項を執行する。
6. 執行委員会は、連盟の運営を円滑に行うため学連会議の承認を得て専門委員会を設置し運営を委任することができる。

(執行委員会の会議) 第38条

1. 執行委員会の会議は、委員長が随時これを招集し、委員長が議長となり出席者の三分の二以上の同意をもって議事を進行する。但し、委員長に事故があったときは、副委員長がその職務を代行する。
2. 執行委員会は、連盟の運営を円滑にするため学連会議の承認を得て細則を定めることができる。"

第7章 評議会

(評議会) 第39条

連盟に評議会を置く。

(評議会の任務) 第40条

評議会は、連盟の諮問機関として、連盟の目的達成のために事業全般にわたって指導及び援助を行う。

(評議会の組織) 第41条

評議会は、評議員、執行委員会で構成する。

(議長) 第42条

1. 会長が議長として議事を主宰するものとする。
2. 議長は、評議会の議決に基づき会務を掌握する。

(副議長) 第43条

1. 副議長は、評議会において評議員の互選により選出する。
2. 副議長は議長を補佐し、議長に事故があったときは、その職務を代行する。

(連盟の報告) 第44条

執行委員会は、連盟の運営状況について報告する。

(評議会の会議) 第45条

1. 評議会は、年1回、12月の学連会議開催に合わせ会長が招集する。但し、会長が必要と認めるとき又は評議員の二分の一以上の要求があったときには臨時に招集できる。
2. 評議会は、評議員の過半数の出席をもって成立し、議事は評議員の二分の一で決し、可否同数の場合には議長がこれを決する。評議会に出席できない場合における評議会の議決権の行使は、事前に議事に対する意思を事務局に伝えるか、代理人により行うことができる。この場合は、他の評議員への委任に限るものとし、委任状を議長に提出しなければならない。
3. 学生委員は評議会に出席し、連盟の運営状況について報告しなければならない。
4. 議長が議事に関係あると認めた者は評議会に出席することができる。

(評議会の事務) 第46条

評議会に関する事務手続きは執行委員会がこれを行う。

(会議の議事録) 第47条

全ての会議において議事録を作成し公開をしなければいけない。

第8章 会計

(会計) 第48条

連盟の運営は、各大学の分担金および寄付金、活動に伴う収入によるものとする。

(分担金 納入期限) 第49条

加盟大学は、連盟分担金及び全日本学生ヨット連盟分担金、470クラスで活動を行う加盟大学はこれに加えて470協会会費を期日までに連盟に納入するものとし、全日本学生ヨット連盟分担金および470協会会費については連盟が一括して全日本学生ヨット連盟へ納入する。

連盟負担金は、12月の学連会議で決定する。

(会計年度) 第50条

連盟会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(決算報告書及び会計監査) 第51条

会計担当者は、前年度の連盟の全ての決算報告書を、監査に会計監査を受け、4月の学連会議に提出しなければならない。

第9章 賞罰

(表彰) 第52条

連盟に所属するもので学連会議において連盟に貢献があったと決議されたものは会長がこれを表彰し表彰状および記念品を贈呈する。

(除名または権利の停止) 第53条

連盟に所属する者で次の各号に該当する者は、学連会議・評議会の決議により会長がこれを除名し、又はその権利を停止する。会長が対象の場合は、副会長が執行する。

- (1) 連盟規約に違反した者
- (2) 連盟決議に違反し、連盟に重大な損害を与えた者
- (3) スポーツマンシップに違反した者
- (4) 法令や他の団体において賞罰を受けた者
- (5) コンプライアンスに反する行為を繰り返した者

第10章 その他

本規約については、2023年5月13日より施行する。

改訂履歴

| | | | |
|--------------|----------|----|-----------|
| 2023年12月3日改訂 | 第3章12条2項 | 追加 | 以降項の番号変更 |
| | 第4章26条 | 変更 | 1月を12月に変更 |